

## 仲裁料金規則

平成29年 5月31日改定・施行

平成29年10月13日改定・施行

### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人ソフトウェア情報センター（以下「センター」という。）の仲裁、中立評価、単独判定及び和解あっせん事務規程（以下「事務規程」という。）第16条第2項の規定に基づき、ソフトウェア紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）における仲裁料金の支払について必要な事項を定める。

### (用語)

第2条 この規則において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、事務規程及び仲裁手続規則において使用する用語の例による。

### (料金の種類)

第3条 紛争の当事者から徴収する料金は、次のとおりとする。

- (1) 申立手数料
- (2) 期日手数料
- (3) 仲裁又は成立手数料
- (4) その他の費用

2 前項記載の手数料及び費用の負担については、本規則に従う。ただし、負担割合について別途当事者の合意があれば、それに従う。

### (申立手数料)

第4条 申立人は、センターに対し、仲裁手続申立書を提出する際に、別表に掲げる申立手数料を納付しなければならない。

- 2 申立手数料は、仲裁手続の申立てを受理した後は返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、仲裁人が選任される前までに申立てを取り下げたときは、第1項で納付された金額から1万円（税抜）を差し引いた額を返還する。
- 4 申立人は、申立額を増額した場合、元の申立額に該当する申立手数料との差額を支払わなければならない。

### (期日手数料)

第5条 当事者は、センターに対し、仲裁手続の期日又は準備期日について、それぞれの期日が開催される前までに、それぞれ別表に掲げる期日手数料を納付しなければならない。

- 2 一方の当事者が、他方の当事者の期日手数料を負担する旨をセンターに対して同意した

場合には、一方の当事者は、自らの料金に加えて他方当事者の期日手数料を納付しなければならない。

- 3 当事者間に期日手数料の負担割合についての合意がある場合には、合意した負担割合に基づき、期日手数料を納付しなければならない。

(仲裁等手数料)

第6条 当事者は、仲裁判断がなされた場合又は和解が成立した場合には、センターに対し、別表に掲げる基準により算出した仲裁又は成立手数料(以下「仲裁等手数料」という。)を、第3項の規定に従って定める負担割合により、共同して納付しなければならない。

- 2 紛争の請求額が明確でない場合は、紛争解決センター長は、仲裁人又は仲裁人予定者の意見を聴いて、事案の内容、背景、当事者の事情、仲裁の経緯その他の事情を勘案して紛争の請求額を定めて、別表に掲げる基準により仲裁等手数料を算定することができる。
- 3 仲裁人又は仲裁人予定者は、仲裁等手数料に関する当事者間の負担割合について、これを仲裁判断時又は和解成立時に定め、これを両者に告知し、仲裁判断書又は和解契約書に記載する。
- 4 仲裁等手数料の納付額に金1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 当事者は、仲裁等手数料を仲裁判断書又は和解契約書の送達前に納付しなければならない。

(その他の費用)

第7条 仲裁の審理に要する速記、通訳、翻訳、鑑定等の費用、証人の日当、仲裁人等が出張したときの旅費、日当及び宿泊費、その他の諸費用については、費用発生時に仲裁人が申立人又は相手方の負担額及び負担割合を定め、各当事者はそれに従ってセンターに諸費用を納付しなければならない。

- 2 仲裁人は、前項に規定する費用について、あらかじめ当事者に概算額及び積算内訳を提示しなければならない。

(費用の負担額及び負担割合の変更)

第8条 仲裁人は、第4条、第5条又は第7条に定める各手数料又は費用について、手続の経過、仲裁判断の内容、事案の性質その他の一切の事情を勘案して、当事者の負担額及び負担割合を変更することができる。この場合、第6条第3項ないし第5項を準用する。

(納付の方法)

第9条 紛争解決センターに対する金員の納付は、センターの指定する銀行口座への振り込みにより行うものとする。

(消費税に相当する額)

第10条 この規則で定める料金の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき紛争解決センターの役務に課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から適用する。

この規則は、一般財団法人設立の登記の日（平成23年4月1日）から適用する。

この規則は、平成29年5月31日から適用する。

この規則は、平成29年10月13日から適用する。

## 別表 (税別)

申立手数料 (第4条)	1件につき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立額が 1,000 万円までの部分： 10 万円</li> <li>・ 申立額が 1,000 万円を超え 10 億円までの部分： 100 万円迄ごとに 3,000 円</li> <li>・ 申立額が 10 億円を超える部分： 1,000 万円迄ごとに 5,000 円</li> </ul>	
期日手数料 (第5条)	1当事者が1回につき	10万円	
仲裁又は 成立手数料 (第6条)	1件の 紛争請 求額に つき(A は紛争 請求額)	500万円以下	12万円
		500万円超-1,500万円以下	12万円+ (A-500万円) ×0.025
		1,500万円超-3,000万円以下	37万円+ (A-1,500万円) ×0.02
		3,000万円超-5,000万円以下	67万円+ (A-3,000万円) ×0.015
		5,000万円超- 1億円以下	97万円+ (A-5,000万円) ×0.012
		1億円超 - 10億円以下	157万円+ (A-1億円) ×0.007
		10億円超 - 50億円以下	630万円+ (A-10億円) ×0.0015
		50億円-100億円以下	1,230万円+ (A-50億円) ×0.0007
	100億円を超える場合	1,580万円+ (A-100億円) ×0.0003	
会議室借料	1期日に使用する借料(3部屋)	実費	

\*上記料金には、消費税は含まれていない。